

令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税の計算の仕方

◆配偶者控除 ※納税義務者の合計所得が1,000万円超は対象外

	納税義務者の合計所得（円）		
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
一般控除額	33万	22万	11万
老人控除額 70歳以上の方	38万	26万	13万

※被扶養者の合計所得金額が48万円以下

◆配偶者特別控除 ※納税義務者の合計所得が1,000万円超は対象外

配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得		
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
480,001～950,000	33万	22万	11万
950,001～1,000,000	33万	22万	11万
1,000,001～1,050,000	31万	21万	11万
1,050,001～1,100,000	26万	18万	9万
1,100,001～1,150,000	21万	14万	7万
1,150,001～1,200,000	16万	11万	6万
1,200,001～1,250,000	11万	8万	4万
1,250,001～1,300,000	6万	4万	2万
1,300,001～1,330,000	3万	2万	1万
1,330,001～	対象外		

・源泉控除対象配偶者：納税義務者(合計所得900万以下に限る)と生計を一にする配偶者のうち、合計所得が95万以下の人
・同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得が48万以下の人
※納税義務者の所得制限により、配偶者控除不適用になったとしても**障害者控除は適用可能**
・控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち、納税義務者の合計所得が1,000万以下の人

◆生命保険料控除額の計算方法 ※端数切り上げ

新制度	①契約日が平成24年1月1日以降の契約 ②契約日が平成23年12月31日以前の契約であっても、平成24年1月1日以後に更新・特約中途付加などを行った場合
旧制度	平成23年12月31日以前の契約

○旧制度

15,000まで	全額
15,001～40,000	×1/2+7,500
40,001～70,000	×1/4+17,500
70,001～	35,000

○新制度

12,000まで	全額
12,001～32,000	×1/2+6,000
32,001～56,000	×1/4+14,000
56,001～	28,000

生命保険+個人年金+介護医療の控除最高限度額 7万円

旧制度と新制度の両方の保険料を支払っている場合の上限額
(1)旧制度のみでの控除額
(2)旧制度と新制度それぞれ上記計算式により計算した控除額
各控除について(1)(2)いずれかのうち、控除額が大きいものが適用されます。

◆寡婦・ひとり親控除額（現在も婚姻または事実婚をしていない方）

性別	状態	扶養親族等の条件	所得要件	区分	控除額
女性	死別・生死不明	要件なし	500万円以下	寡婦	26万円
	死別・生死不明・離婚	扶養親族（子以外）がいる			
男性	死別・離婚・未婚・生死不明	総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(*1)がいる		ひとり親(*2)	30万円

*1生計を一にする他の者の扶養親族になっていない総所得金額等が48万円以下の子

*2婚姻歴にかかわらず、ひとり親で現在も婚姻または事実婚をしていない方

◆医療費控除の計算方法 控除限度額 200万円

控除額=(令和5年1月から令和5年12月までの間に支払った医療費総額－補てんされる金額)
－(10万円または総所得金額×5%のどちらか低い方)

◆セルフメディケーション税制の計算方法 控除限度額 8万8千円

控除額=(令和5年1月から令和5年12月までの間に支払ったスイッチOTC医薬品－12,000円=医療費控除)

※「健康の保持増進及び疾病の予防」への取組を行っていることが要件。

◆勤労学生控除 控除額26万円

自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下

◆地震保険料控除額の計算方法 ※端数切り上げ

	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
地震	支払保険料×0.5	25,000円（限度額）
旧長期	1円～5,000円	支払った保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×0.5+2,500円
	15,001円以上	10,000円（限度額）

地震+旧長期の控除最高限度額 25,000円

◆扶養控除 ※被扶養者の合計所得金額が48万円以下

	控除の区分	控除額
扶養控除	一般の扶養親族 (平成13年1月1日以前生と 平成17年1月2日～平成20年1月1日生)	33万円
	特定扶養親族 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生)	45万円
	老人扶養親族 (昭和29年1月1日以前生)	*同居老親等 45万円
		同居老親等以外 38万円

*同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であなたや配偶者との同居を常に行っている人のことです。兄弟姉妹は該当しません。

◆障害者控除額一覧

手帳の種類	等級	区分	控除額
身体障害者 手帳	3～6	その他の障害者	26万円
	1～2	特別障害者 (*同居特別障害者)	30万円 (53万円)
療育手帳	B・C	その他の障害者	26万円
	A	特別障害者 (*同居特別障害者)	30万円 (53万円)
精神障害者保 険福祉手帳	2・3	その他の障害者	26万円
	1	特別障害者 (*同居特別障害者)	30万円 (53万円)

*同居特別障害者とは控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつあなたや配偶者若しくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常に行っている人のことです。

*その他の手帳をお持ちの方は市民税課へ、介護保険法における要介護認定を受けている方は介護福祉課へお問い合わせください。

◆基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

総所得金額	-	所得控除額の金額	⇒	課税総所得金額	×	6%(市民税所得割の税率)	-	市民税の調整額控除*1	-	市民税の税額控除*2	-	市民税の配当割・株式等譲渡所得割額控除額	=	市民税の所得割額	+	市民税の均等割額 3,000円	+	森林環境税 1,000円	年税額		
				×	4%(県民税所得割の税率)	-	県民税の調整額控除*1	-	県民税の税額控除*2	-	県民税の配当割・株式等譲渡所得割額控除額	=	県民税の所得割額	+	県民税の均等割額 1,000円						
				↑(1,000円未満切り捨て)														↑(100円未満切り捨て)			

個人の人的控除の適用状況に応じて、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額を調整する控除です。

課税総所得金額が200万円以下の場合	次の1、2のいずれか少ない金額の5%(市民税3%・県民税2%)を控除 1 所得税と市民税・県民税の人的控除額の差の合計 2 課税総所得金額	※合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用しない
課税総所得金額が200万円超の場合	{所得税と市民税・県民税の人的控除額の差の合計額-(課税総所得金額-200万円)}の5%(市民税3%・県民税2%)を控除 *この金額が2,500円未満の場合は市民税1,500円 県民税1,000円を控除	

税額控除には、配当控除、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除及び外国税額控除があります。

- ①営業等所得 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除
- ②農業所得 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除
- ③不動産所得 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除
- ④利子所得 = 収入金額
- ⑤配当所得 = 収入金額 - 株式等を取得するための負債利子
- ⑥給与所得 = 下記の「給与所得の計算方法」により算出してください。
- ⑦雑所得
公的年金等 = 下記の「公的年金等の雑所得の計算方法」により算出してください。
その他 = 収入金額 - 必要経費
- ⑧総合譲渡・一時所得 ※特別控除額は、差引金額に合わせて譲渡・一時所得それぞれ50万円※が控除されます。

※所得金額が上限

短期 = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額

長期 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) ÷ 2

一時所得 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) ÷ 2

1 所得割・均等割ともに非課税 次の(1) (2) (3)のいずれかに該当する方

(1) 令和6年1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

(2) 障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、令和5年1月から令和5年12月までの合計所得金額が135万円以下の方

(3) $28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + (\text{同一生計配偶者または扶養親族がいる場合} 16.8\text{万円}) + 10\text{万円}$

* 合計所得金額より所得控除額(医療費控除・社会保険料控除・扶養控除等)の合計が多い場合でも合計所得金額が上記の式によって求めた金額以上の方は均等割が課税されます。

* 成年年齢がの引き下げに伴い、未成年者とは平成18年1月3日以後生まれの17歳以下の方が対象となります。

上記以外の方で令和5年1月から令和5年12月までの総所得金額等の合計額が、次の式によって得た金額以下の方

35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の数) + (同一生計配偶者または扶養親族がいる場合32万円) + 10万円

収入金額 (A)	給与所得控除額 (B)
1,625,000以下	(A)-550,000
1,625,001~1,799,999	$(A) \div 4,000 \times 2,400 + 100,000$
1,800,000~3,599,999	$(A) \div 4,000 \times 2,800 - 80,000$
3,600,000~6,599,999	$(A) \div 4,000 \times 3,200 - 440,000$
6,600,000~8,499,999	$(A) \times 0.9 - 1,100,000$
8,500,000以上	(A)-1,950,000

年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等控除額 (B)
昭和34年 1月2日以 降に生ま れた方	1,299,999以下	(A)-600,000
	1,300,000～4,099,999	(A) × 0.75- 275,000
	4,100,000～7,699,999	(A) × 0.85- 685,000
	7,700,000～9,999,999	(A) × 0.95-1,455,000
	10,000,000以上	(A)-1,955,000
昭和34年 1月1日以 前に生ま れた方	3,299,999以下	(A)-1,100,000
	3,300,000～4,099,999	(A) × 0.75- 275,000
	4,100,000～7,699,999	(A) × 0.85- 685,000
	7,700,000～9,999,999	(A) × 0.95-1,455,000
	10,000,000以上	(A)-1,955,000

上記に加えて、公的年金等収入以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下の場合は、10万円、2,000万円を超える場合は、20万円、公的年金等控除を引き下げます。

I 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く
(1)本人が特別障害者に該当する

(2) 23歳未満の扶養親族を有する（他者の扶養になっていても可）
 (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する（他者の扶養になっていても可）
 (4) 特別障害者である扶養親族を有する（他者の扶養になっていても可）

◆所得金額調整控除=(給与等の収入金額-850万円)×0.1 (限度額15万円)

II 給与所得と年金所得の双方を有する場合

給与所得及び公的年金等所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引く

◆所得金額調整控除=(給与所得+公的年金等雑所得)-10万円

なお、給与所得及び公的年金等雑所得が10万円を超える場合は10万円

※Ⅰの所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。